

令和 3 年 度 第 3 回
大 阪 市 都 市 計 画 審 議 会
会 議 録

日	時	令和 3 年 1 2 月 1 7 日 (金)
		午前 1 0 時 0 0 分
場	所	大阪市役所本庁舎 7 階 市会特別委員会室

令和３年度第３回大阪市都市計画審議会会議録

○日 時 令和３年１２月１７日（金） 午前１０時００分開会

○場 所 大阪市役所本庁舎 ７階 市会特別委員会室

○議 題 議第271号 「大阪都市計画生産緑地地区の変更について」
議第272号 「大阪都市計画生産緑地地区にかかる特定生産緑地の指定
について」（生産緑地法第10条の２第３項の規定による意見聴取）

○出席委員 ２３名（欠は欠席者）

会 長	橋爪 紳也	委 員	大西 しょういち
会長職務代理者	岡井 有佳		西 拓郎
委 員	宇都宮 浄人		藤田 あきら
欠	岡田 昌彰		宮脇 希
	小川 亮		高見 亮
欠	加我 宏之		杉村 幸太郎
	黒坂 則子		藤岡 寛和
	佐藤 由美		小山 光明
	上善 恒雄		山田 正和
	高岡 伸一		永井 広幸
欠	田村 匡		足高 將司
欠	中嶋 節子		森山 よしひさ
欠	鍋島 美奈子		多賀谷 俊史
	松中 亮治		山中 智子
欠	吉田 長裕		

○臨時委員 １名 濱田 孝（議第271号、議第272号）

開会 午前10時00分

○幹事（藤川） それでは、定刻になりましたので、ただ今より令和3年度第3回大阪市都市計画審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本審議会の幹事を務めてございます大阪市計画調整局都市計画課長の藤川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、傍聴の皆様と報道機関の方々に申しあげます。携帯電話は電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただき、審議の妨げにならないようご協力をお願いします。

本日は臨時委員といたしまして、大阪市農業専門委員の濱田孝様にご出席をいただいております。よろしくお願いいたします。

なお、学識経験者の岡田委員、加我委員、田村委員、中嶋委員、鍋島委員、吉田委員におかれましては、本日ご欠席とのご連絡をいただいております。

続きまして、本審議会の会務を担当いたします幹事に異動がございましたので、ご紹介させていただきます。

計画調整局長の寺本幹事でございます。

○幹事（寺本） 計画調整局長の寺本でございます。11月1日付けで計画調整局長を拝命いたしております、当会の幹事を務めさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○幹事（藤川） よろしくよろしくお願いいたします。

それでは、審議に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

前回の審議会から、原則ペーパーレスで実施をさせていただいております。資料をダウンロードされていない委員の方におかれましては、メールボックスを開いていただきまして、事前に事務局からお送りしましたメールに記載のURLをクリックしていただけますでしょうか。URLをクリックしますと、ブラウザーもしくはドロップボックスのアプリが起動し、ファイルが表示されます。ご不明の場合は、お近くの職員にお声をおかけいただけますでしょうか。ファイルに書類番号を付しておりますので、あらかじめダウンロードしてきていただいた委員の方々も一緒に確認をお願いします。

書類番号①会議次第、書類番号②委員名簿、そして本日ご審議いただきます予定の書類番号③議第271号議案書、書類番号④議第272号議案書でございます。以上4点、おそろいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、これよりご審議をお願いいたしますが、本日の審議会では議第271号、議第272号につきましては、30名中24名の委員の方々がご出席されておりますので、大阪市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、本審議会が有効に成立していることを報告させていただきます。

それでは、以後の進行につきましては、橋爪会長にお願いしたいと存じます。よろしくをお願いします。

○橋爪会長 議事に入ります前に、本日の会議録の署名につきまして、大阪市都市計画審議会運営規程第9条の規定により、佐藤委員と藤田委員にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

会議が円滑に進行しますよう、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

先ほど幹事から報告がありましたように、本日の議案といたしましては、大阪市長から付議のございました議第271号「大阪都市計画生産緑地地区の変更について」、議第272号「大阪都市計画生産緑地地区にかかる特定生産緑地の指定について」です。

議第271号から審議に入りたいと存じます。本議案につきまして、幹事から説明をお願いします。

○幹事（山田） 幹事の山田でございます。よろしくお願いします。

それでは、議第271号「大阪都市計画生産緑地地区の変更について」、ご説明申し上げます。

書類番号③の議案書と前のスクリーンをご覧ください。

生産緑地地区は、市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的としているものでございます。

生産緑地地区とする主な条件としましては、緑地機能及び多目的保留地機能を有し、面積が一回で300平方メートル以上の規模で、かつ営農の継続が可能であることとしてございます。

なお、30年の営農義務がありますが、農業従事者の故障等により条件等を満たさなく

なった生産緑地地区については、その区域を廃止することとしてございます。

農地等の持ちます緑地機能を都市計画上、積極的に評価し、優れた緑地機能を有する市街化区域農地等を計画的に保全しようとする旨の都市計画の基本的な考え方に従いまして、本市としましては生産緑地地区を定めており、現在、約68ヘクタールを指定してございます。

それでは、今回の主な変更内容についてご説明いたします。

書類番号③の議案書3ページの計画書にお示ししていますように、今回は18地区において変更を行うものでございます。

変更に係る地区の位置や具体的な区域につきましては、議案書6ページ以降の位置図及び説明図にお示ししてございます。

まず、地区の追加につきましては、2地区で、面積は約0.13ヘクタールの増となっております。

具体的な内容といたしましては、説明図（4）東住吉区の公園南矢田二丁目16号及び説明図（16）平野区の長吉瓜破工区86号につきましては、指定の申出がございまして、生産緑地法に定める指定の条件を満たすことから、赤色の区域を地区に追加しようとするものでございます。

次に、地区の区域変更につきましては、増となるものが3地区、減となるものが2地区で、面積は約0.06ヘクタールの減となります。

区域変更の増となるものにつきましては、説明図（6）東住吉区の住道矢田七丁目13号、説明図（7）平野区の平野西四丁目2号及び説明図（8）平野区の瓜破三丁目2号の3地区において、赤色の区域を地区に追加しようとするものでございます。

これらのうち、平野西四丁目2号につきましては、前のスクリーンにお示ししますとおり、平野西四丁目1号の黄色の区域を一部廃止することに伴いまして、残る赤の区域の面積が300平方メートル以下となり、条件を満たさなくなることから、平野西四丁目2号と一団の区域とすることとし、区域変更するものでございます。

次に、区域変更の減となるものにつきましては、説明図（9）平野区の瓜破東二丁目6号など2地区において、黄色の区域を地区から一部廃止しようとするものでございます。

次に、地区の廃止につきましては、11地区で、面積は約1.08ヘクタールの減となります。

具体的な内容としましては、説明図（５）東住吉区の公園南矢田三丁目４号など11地区において、黄色の区域の地区を廃止しようとするものでございます。

こうした変更の結果、議案書５ページの参考にお示ししてありますとおり、本市の生産緑地地区は９地区の減、約1.01ヘクタールの減となりまして、合計483地区、約67.48ヘクタールとなります。

案の縦覧を令和３年10月28日から11月11日まで行いましたが、意見の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○橋爪会長 ただ今幹事より説明がございました議第271号の議案につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○橋爪会長 それでは、議第271号議案につきまして、表決を確認してまいりたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○橋爪会長 ありがとうございます。ご異議ございませんので、原案どおり可決いたします。

続きまして、生産緑地法に基づく意見聴取であります。議第272号「大阪都市計画生産緑地地区にかかる特定生産緑地の指定について」につきまして、幹事より説明をお願いいたします。

○幹事（山田） それでは、議第272号「大阪都市計画生産緑地地区にかかる特定生産緑地の指定について」、ご説明申し上げます。

書類番号④の議案書及び前のスクリーンをご覧ください。

都市農地は、災害時の防災空間などとして多様な機能を発揮するグリーンインフラとして、平成28年５月に策定されました都市農業振興基本計画において、都市部にあるべきものとされてございます。

都市農地の保全については、施策の一つとして生産緑地制度が創設され、生産緑地地区として平成４年に最初の都市計画決定がされましたが、令和４年には創設から30年が経過することとなり、都市計画の告示日から起算して30年を経過すると、いつでも買取り申出が可能となることから、都市農地の大幅な減少が危惧されてございました。

こうしたことから、国におきましては平成29年に特定生産緑地制度が創設されまして、

引き続き生産緑地の保全を図っていくことが、都市農業の振興とともに、市民の豊かで潤いのある生活環境の保全・創出などにつながるものとされてございます。

特定生産緑地につきましては、生産緑地地区の所有者等の意向を基に生産緑地地区を特定生産緑地として指定できるものでございます。

生産緑地地区は、都市計画の告示日から起算しまして30年を経過すると、以降いつでも買取り申出の手続が可能となりますが、特定生産緑地に指定された場合、当該生産緑地地区が原則として10年間維持されることとなります。

また、10年を経過する前であれば、改めて所有者等の同意を得て、繰り返し10年間の延長ができることとなります。

なお、本案は所有者等の意向を基に買取り申出の期限の延伸を行うものであり、都市計画の区域について変更するものではないため、都市計画として決定する案件ではございませんが、都市計画に準じた法的効果を発生させるものであるため、都市計画審議会のご意見をお聴きするものとなってございます。

本市におけます生産緑地地区は農地面積の約85%を占めてございまして、農地の保全を図る上で生産緑地は今や貴重な農地となっていることから、本市におきましても特定生産緑地制度を活用し、都市農地の保全を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

本市におけます生産緑地地区の指定状況としましては、平成3年の生産緑地法の改正を受けまして、平成4年に生産緑地地区として最初の都市計画決定を行い、その後の変更を経まして、現在では492地区、約68.49ヘクタールを指定してございます。

そのうち約9割にあたります436地区、約59.26ヘクタールにつきましては、令和4年に生産緑地地区の都市計画の告示日から起算しまして、30年を経過することとなります。

これらを特定生産緑地として指定するためには、所有者等の意向を確認することなどの必要がございまして、国の指針に基づいて事務の平準化を図るため、令和元年度より複数回に分けまして都市計画審議会のご意見をお聴きした上で、特定生産緑地の指定の告示並びに所有者等にその旨の通知を行うこととしてございます。

なお、令和元年度には129地区、約14.43ヘクタール、それから令和2年度は217地区、約26.51ヘクタールの特定生産緑地を指定してございます。

それでは、令和3年度の主な指定内容についてご説明いたします。

前のスクリーン及び議案書3ページから5ページの特定生産緑地に指定する生産緑地

地区一覧にお示ししていますように、今回は119地区において区域の追加または変更の指定を行うものでございます。

指定に係ります行政区別の内訳としましては、前のスクリーンにお示ししていますように、淀川区で3地区、東淀川区で15地区、それから鶴見区で9地区、生野区で3地区、住之江区で3地区、それから住吉区で16地区、東住吉区で33地区、さらには平野区で37地区というふうになってございます。

これらのうち、追加指定は95地区で、面積は約12.32ヘクタールの増となります。

これらの追加指定は、前のスクリーンの説明図（18）住吉区の大領五丁目2号などのように、生産緑地地区の全部区域を指定するものや、前のスクリーン右側の説明図（19）東住吉区の鷹合一丁目3号などのように、生産緑地地区の一部区域を指定するものでございまして、95地区において赤色の区域を追加指定しようとするものでございます。

また、区域変更につきましては、令和元年度、それから令和2年度に指定しました特定生産緑地の一部区域を追加するものでございまして、24地区で、面積は約2.48ヘクタールの増となります。

これらの区域変更は、前のスクリーンの左側の説明図（7）鶴見区の諸口四丁目1号や、前のスクリーンの右側の説明図（10）生野区の巽東四丁目5号などのように、既に一部を特定生産緑地に指定したものに区域を追加することとし、24地区において赤色の区域を追加指定しようとするものでございます。

こうした指定によりまして、議案書6ページの参考にお示ししていますとおり、新たに追加する地区として95地区の増、面積としましては約14.80ヘクタールの増となります。

平成4年に都市計画決定した生産緑地地区の特定生産緑地の指定につきましては、令和元年度から今回を含みます計3回の都市計画審議会でご意見をお聴きしてまいりましたが、今回分を指定しますと、412地区、約55.74ヘクタールを特定生産緑地に指定することとなり、その割合は平成4年に都市計画決定しました生産緑地地区のうち、約94%を指定することとなります。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○橋爪会長　ただ今幹事より説明のありました議第272号議案につきまして、生産緑地法に基づき指定する特定生産緑地が都市計画の決定に準じた法的効果を発生させるものであることから、本審議会の意見を聴くものでございます。

幹事より説明がありました議第272号議案につきまして、ご意見、ご質問でございますでしょうか。

お願いいたします。

○永井委員 おはようございます。公明党の永井広幸でございます。

特定生産緑地の指定の状況について、少し確認をさせていただきたいと思います。

これ、平成4年に都市計画決定しまして、生産緑地地区の、今説明がございました約94%を特定生産緑地に指定するということでございます。先ほど資料にありましたように、この都市農業振興基本計画、これの位置づけが宅地化にすべきものというところから、都市にあるべきもの、こういうふうに変更があったというふうにお聞きしました。それによって担い手の確保であるとか土地の確保、こういった二つの観点をしっかりと農業施策に取り組むことであるということで、私の地元、今説明のありました平野区では、多くの生産緑地地区が存在しています。平野区内における、この特定生産緑地の指定件数であるとか、まず面積についてお聞きさせてください。

○橋爪会長 ただ今のご質問に関しまして、幹事に説明を求めます。

○幹事（藤川） ありがとうございます。私、幹事の藤川のほうからご説明させていただきます。

平成4年に都市計画決定しました生産緑地地区につきましては、こちらのこの上のほうの表で示していますとおり、436地区、約59.26ヘクタールでございますが、このうち平野区で指定されます特定生産緑地につきましては、今回分が指定されますと、149地区、約22ヘクタールとなりまして、面積割合ではこの下のほうの表で示していますように、市全体の特定生産緑地、約55.74ヘクタールのうち、約4割にあたるという形でございます。よろしくお願いします。

○永井委員 ありがとうございます。

大阪市のこの平野区における特定生産緑地の指定の面積、約22ヘクタールというふうになっていまして、この面積、市の全体の4割というふうの説明がございました。かなり平野区がこういった形で指定を受けているということも分かりましたけれども、この都市農地というのは、新鮮で安全・安心な農産物の供給とともに、農業体験であるとか、学習の交流の場、こういった提供や防災などの多様な機能を持っているというふう聞いております。これは市民の暮らしにも大きく貢献しているというふうに思いますけれども、平成30年6月に大阪市の都市農業の振興基本計画を策定していますけれども、そ

の取組について少し状況をお伺いしたいと思います。

○橋爪会長　ただ今の質問につきまして、説明をお願いいたします。

○説明者（橋本）　経済戦略局農業担当課長の橋本でございます。

大阪市都市農業振興基本計画の取組状況についてのお尋ねでございますので、私のほうから少し国の動きなど背景も含めましてお答えいたします。

先ほどの委員のご指摘とかぶってしまいますけれども、都市農業においては、農業従事者の高齢化、担い手の不足といった課題があるものの、都市農業に対する住民の評価、関心というのは非常に高まっておりまして、このような環境や社会情勢の変化を受けまして、平成27年4月に都市農業振興基本法が策定されました。翌年5月には基本法に基づく都市農業振興基本計画が閣議決定をされまして、都市農地の位置づけが先ほど委員からおっしゃっていただきました宅地化すべきものから都市にあるべきものと大きく転換をされております。国の計画で土地の確保及び担い手の確保、この二つの観点から新たな施策の方向を打ち出されておりますので、大阪市の都市農業振興基本計画におきましても、この国の計画に即した二つの観点から施策に取り組むこととしております。

計画を策定して以降、新しく取り組んできた主なものといしましては、まず土地の確保の観点からは、平成30年9月に生産緑地の面積要件を500平方メートルから300平方メートルに緩和する条例を制定いたしました。また、令和3年3月ですけれども、農地が環境・防災面からも重要なスペースであるということを住民などにご理解いただきますとともに、大規模災害時における住民の安全確保及び復旧活動の円滑化を図る用地を確保するために、農家のご協力を得まして、緊急的な避難空間などとして活用できる農地をあらかじめ登録しておく防災協力農地登録制度を創設しまして、現在、平野区の3か所の農地をご登録いただいております。

次に、担い手の確保の観点からの取組でございますが、意欲のある農業者に対して安定して営農を継続していくための支援策としまして、大阪市認定農業者制度を創設しまして、令和10年度までの10年間の目標値を8人としておりますが、既に5件、6人の方を認定しております。

また、市内の農業者が栽培したイタリア野菜に関して、農業者と府内のイタリア料理店などとのマッチングを行うといった事業を新たに実施しますとともに、農業に対する理解を深めていただくことを目的に、市民の方を対象にした農業体験会を開催しております。

今後とも本計画に基づきまして、新鮮な市内農産物の供給とともに、都市農業の有する農業体験、学習・交流の場の提供、防災等の大都市にふさわしい機能の的確な発揮によりまして、本市の都市農業の安定的な継続と良好な都市環境の形成を目指してまいります。

以上でございます。

○永井委員 ありがとうございます。

今お答えのあった農業体験、また学習・交流の場の提供という、都市の農業の機能は大変貴重なものであるというふうに思います。学校教育における農作業の体験の機会をこういうときに充実をさせていく、A I であるとか I C T、また G I G A スクールとか、時代はそういう方向に向かっていますけれども、この農業体験を通じて子供たちに物づくりであるとか、そういったものを体験させてあげることは貴重な体験であるというふうに思います。これは教育委員会などともしっかりと連携してやっていただきたいと思います。

昨今、コロナウイルスの影響もあって、地産地消の重要性も増しており、また農地の防災機能への期待も高まっています。先ほど述べた平野区にはこういった農地がたくさんございますので、直接市民の方から、また農地の方から鳥獣被害のそういったことも相談をお寄せいただくこともあります。先ほどもご説明がありました農地の防災機能への期待も高まっています。都市の農地があるべきものへと大きく転換されたわけでありますから、国においても様々な措置が講じられているようですけれども、食文化の伝統や地の利を生かして農産物の付加価値を高めるなど、大阪らしい都市農業を目指して取組を着実に進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

○橋爪会長 ほかにご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○橋爪会長 それでは、ただ今、永井委員よりご意見いただいておりますが、今回の議第272号議案に関しまして、ご意見というよりも、農業振興策全般に対するご意見ということであったかと思います。今回の議案に関しまして、本審議会としては特に意見なしということで回答したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○橋爪会長 ありがとうございます。それでは、意見を付さないことといたします。

これをもちまして、本日の審議は終了いたしました。

本日、決議をいただきました案件につきましては、直ちに必要な手続を行わせます。

それでは、これで審議会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

閉会 午前10時27分

大阪市都市計画審議会委員 佐 藤 由 美

大阪市都市計画審議会委員 藤 田 あきら